

山梨県公報

第二千三百九十六号

平成二十六年

三月六日

木曜日

目次

- 山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長の期日の指定……………一〇九
- 救急病院等の認定……………一〇九
- 保安林の指定の解除の予定……………一一〇

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一一〇
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録(二件)……………一一〇
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の変更の届出……………一一一
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録……………一一一
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………一一二
- 指定一般相談支援事業者の指定……………一一三
- 国土調査の成果の認証……………一一五

人事委員会

- 山梨県職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則……………一一五
- 山梨県学校職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則……………一一九
- 山梨県警察職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則……………一二二
- 平成二十六年六月に支給する期末手当の特例に関する規則……………一二五
- 第八十三回(平成二十六年度)山梨県警察官A採用試験の実施について……………一二七

告 示

山梨県告示第七十六号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第十三条第一項の規定により、山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長(平成二十三年山梨県告示第七十二号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次

に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十日までの間に到来するものについて、平成二十六年三月三十一日とする。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横内正明

都道府県名	地 域
福島県	田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楢葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村

山梨県告示第七十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

二 認定期限

平成二十九年二月二十二日

山梨県告示第七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四の二九、三〇六四の三〇
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人八一九塚
 - 2 代表者の氏名 柏木 俊明
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市城東五丁目十七番二十七号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、青少年の他、二輪車に興味があるすべての人々に対して、安全教育及び技術指導等を行うことにより、規範意識の向上及び心身の健全な育成に寄与するとともに、二輪車を通じた交流活動及び地域安全活動等を行うことにより、二輪車の社会的評価を高め、魅力ある二輪車文化の創造に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十六年二月二十七日から平成二十六年四月二十六日まで

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次の者を登録特定行為事業者として登録したので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八の規定により公示する。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横内 正明

氏名又は名称	住所	事業所		登録年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアポータル トム	山梨県南アルプス市古市場 六百二十一番 地一	ケアポータル トム	山梨県南アルプス市古市場 六百二十一番 地一	平成二十四年 四月一日
長澤直美	山梨県南巨摩郡富士川町千三百六十二番地六	長澤直美	山梨県南巨摩郡富士川町千三百六十二番地六	
株式会社スマイル	山梨県甲府市古上条町二十一番地二	スマイル	山梨県甲府市古上条町二十一番地二	
有限会社ハピネスフレンド	山梨県甲斐市西八幡七百二十四番地九	ハピネスフレンドヘルパーステーション	山梨県甲斐市西八幡七百二十四番地九	
有限会社ラフサポート なごみ	山梨県南アルプス市飯野三千七百一番地一オギノテナントビル	有限会社ライフサポート なごみ	山梨県南アルプス市飯野三千七百一番地一オギノテナントビル	
有限会社ケアセンター なごみ	山梨県甲府市富士見二丁目八番地十七	ケアセンター なごみ訪問介護事業所	山梨県甲府市富士見二丁目八番地十七	

株式会社N A I K I	山梨県笛吹市 石和町市部八 百二十九番地 四	介護センター パートナー訪 問介護事業所	山梨県笛吹市 石和町唐柏五 百三十八番地 二	平成二十五年 八月一日
株式会社高 原の風	山梨県北杜市 高根町清里三 千五百四十五 番地千九十五	ヘルパーステ ーションねこ の手	山梨県北杜市 高根町清里三 千五百四十五 番地千九十五	平成二十五年 九月一日

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録
 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規
 定により、次の者を登録特定行為事業者として登録したので、同条第二項において準用
 する同法第四十八条の八の規定により公示する。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明

氏名又は名 称	住 所	事 業 所		登録年月日
		名 称	所 在 地	
社会福祉法 人深敬園	山梨県南巨摩郡身 延町身延三千六百 三十七番地	福祉ネットス マイル	山梨県南巨摩郡身 延町身延三千六百 三十七番地	平成二十五年 九月一日
社会福祉法 人泉茅会	山梨県甲斐市竜王 六百四十四番の五	特別養護老人 ホームめぐみ 荘	山梨県甲斐市竜王 六百四十四番の五	平成二十五年 十一月十一日
社会福祉法 人泉茅会	山梨県甲斐市竜王 六百四十四番の五	めぐみ荘シヨ ートステイセ ンター	山梨県甲斐市竜王 六百四十四番の五	

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の変更の届出
 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第二項にお
 いて準用する同法第四十八条の六第一項の規定により、次の登録特定行為事業者から変
 更の届出があったので、同法附則第二十条第二項において準用する同法第四十八条の八
 の規定により公示する。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明

氏名又は名称	住 所	事 業 所		変更事項
		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 富士吉田市社 会福祉事業団	山梨県富士吉田市 下吉田九丁目九番 十号	特別養護老人 ホーム寿荘	山梨県富士吉田市 下吉田九丁目九番 十号	住所 事業 所の所在地
社会福祉法人 富士吉田市社 会福祉事業団	山梨県富士吉田市 下吉田九丁目九番 十号	寿荘指定短期 入所生活介護 事業所	山梨県富士吉田市 下吉田九丁目九番 十号	住所 事業 所の所在地

● 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録研修機関の登録
 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第八条第一項の規定
 により、次の者を登録研修機関として登録したので、同法附則第十七条の規定により公
 示する。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横 内 正 明

氏名又は名 称	住 所	事業所（研修機関）		登録年月日
		名 称	所 在 地	
山梨県教育 委員会	山梨県甲府市 丸の内一丁目 六番一号	山梨県教育委 員会	山梨県甲府市 丸の内一丁目 六番一号	平成二十五年 六月二十六日

社団法人山梨勤労者医療協会	山梨県甲府市宝一丁目九番一号	社団法人山梨勤労者医療協会	山梨県甲府市丸の内二丁目九番二十八号	平成二十五年九月十日
特定非営利活動法人広域協会	東京都小平市小金井南町一丁目十八番二十五号NR花小金井駅前一階A一号室	ライフサポートひかり	山梨県甲斐市篠原二千六百七十番地一号 エントランス 竜王二百二号室	平成二十五年十月七日

● 指定障害福祉サービス事業者の指定
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横内 正 明

株式会社摩耶	訪問介護事業所 輝き	甲府市天神町五番地三	居宅介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児
株式会社日本ケアソリュション	日本ケアソリュション訪問介護コレクション「君住む街へ」	甲府市国玉町千五百四十四番地一	居宅介護	身体障害者（肢体不自由者及び内部障害のある者に限る。） 知的障害者 精神障害者

特定非営利活動法人わたげの会	ハイツわたげ	斐崎市富士見一丁目千六百九十六番一号	共同生活援助	知的障害者 精神障害者
株式会社高原の風	ヘルパーステーションねこの手	北杜市高根町清里三千五百四十五番地千九十五	同行援護	身体障害者 障害児
社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人 山梨ライトハウス	ASパック	中央市一町畑千二十九番地一	就労継続支援 A型	身体障害者（視覚障害者を除く。） 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人 山梨ライトハウス	青い鳥ケアホーム	甲府市下飯田一丁目十番二十四号	短期入所	身体障害者 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人 山梨勤労者医療協会	重度訪問介護	山梨県甲府市丸の内二丁目九番二十八号	重度訪問介護	身体障害者（肢体不自由者及び内部障害のある者に限る。） 障害児

			共同生活介護
			身体障害者 知的障害者 精神障害者

● 指定一般相談支援事業者の指定
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定に基づき、次の者を指定一般相談支援事業者として指定した。

平成二十六年三月六日

山梨県知事 横内正明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
有限会社小春日和	居宅介護小春日和	甲府市中小河原千六百八番地一	地域移行支援	身体障害者
公益財団法人住吉偕成会	すみよし生活支援センター	甲府市住吉四丁目七番二十七号	地域定着支援	身体障害者
社会福祉法人園樹会	相談支援事業所 With	甲府市向町二百七十七番地	地域移行支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会	富士吉田市社会福祉協議会障害者相談支援事業	富士吉田市下吉田千九百番地一	地域移行支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者

社会福祉法人 不二の里森福社	障害者相談支援センターけやきの家	富士吉田市下吉田字尾垂六千六百六十七番地	地域移行支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人 聖ヨハネ会	相談支援事業所 さぼーとヨハネ	富士吉田市下吉田三丁目十二番七十九号	地域移行支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人 ありんこ	富士北麓障がい者相談支援センターありんこ	富士吉田市新西原三丁目四番二十号	地域移行支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人 三富福祉会	サポートセンタ ーハロハロ	山梨市小原東千三百九番地一	地域移行支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者
			地域定着支援	身体障害者

そら		地一	
地域定着支援		精神障害者	
知的障害者 精神障害者		精神障害者	

● 国土調査の成果の認証
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成二十六年三月六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 調査を行った者の名称
市川三郷町
 - 二 調査を行った時期
平成二十四年五月九日から平成二十五年十一月二十日まで
 - 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
 - 四 調査を行った地域
市川三郷町大塚の一部
 - 五 認証年月日
平成二十六年二月二十六日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第一号

山梨県職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成二十六年三月六日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

山梨県職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則

（平成二十六年四月一日において号給の調整を行う職員）

第一条 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第五十

四号）附則第四項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成二十六年四月一日（以下「調整日」という。）において平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員とする。

2 前項の平成十九年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成十九年一月一日において山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第三号。以下「平成十八年改正県職員給与規則」という。）附則第七項の規定により読み替えられた山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年山梨県人事委員会規則第三号。以下「平成十九年改正県職員給与規則」という。）による改正前の山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）第二十三条の五若しくは平成十八年改正県職員給与規則第九項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正県職員給与規則附則第七項中「第二十三条の五第一項、第三項第一号」とあるのは「第二十三条の五第三項第一号」と、「同条第一項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE（条例第八条の五第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE）」と、同条第三項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、同規則附則第九項中「相当する数から一を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は平成十八年改正県職員給与規則附則第六項、同規則附則第十項ただし書の規定により号給を決定された職員（次に掲げる職員を除く。）

イ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号。以下「規則」という。）第二十二條第四項（同規則第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十六條第三項又は第二十九条の二の規定により号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

ロ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない規則別表第七に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員

ハ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）

二 平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間又は山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山梨県条例第六十号）第二条の規定により休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会が定めるもの

ホ イから二までに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
二 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則附則第五項（平成十九年改正県職員給与規則附則第四項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則附則第五項及び平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則（平成二十三年山梨県人事委員会規則第四号。以下「平成二十三年調整規則」という。） 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則附則第五項を含む。以下この項において「平成十八年改正県職員給与規則附則第五項」という。）の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成十九年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十八年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となるもの

ロ 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成十六年山梨県人事委員会規則第九号）第七条の規定により号給を決定された職員（以下「初任給均衡決定職員」という。）のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に規則第二十条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち

ち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正県職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成十九年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十八年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となる職員及び規則第二十九條の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成十九年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成十八年十二月三十一日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。）があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第三項第五号ロ及び第四項第五号ロにおいて同じ。）であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事

委員会の承認を得て定める職員

3 第一項の平成二十年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十年一月一日において山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年山梨県人事委員会規則第三十二号。以下「平成二十年改正県職員給与規則」という。）による改正前の山梨県職員の給与に関する規則（昭和二十二年山梨県人事委員会規則第七号。第二十三条の五の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十九年改正県職員給与規則第四項の規定による改正後の平成十八年改正県職員給与規則第八項（以下「平成十八年改正県職員給与規則第八項」という。）の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は同条第五項ただし書の規定により号給を決定された職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に於いて休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

二 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則第五項（平成二十三年調整規則附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正県職員給与規則第五項を含む。以下「平成十八年改正県職員給与規則第五項」という。）の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日））前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に規則第二十条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

員を除く。）

四 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正県職員給与規則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十九年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日））前となる職員及び規則第二十九條の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に於いて休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の場合であつて、平成十九年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に於いて、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

4 第一項の平成二十一年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十一年一月一日において規則第二十三條の五の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正県職員給与規則第八項の規定の適用がないものと

した場合は同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は規則第二十三条の五ただし書の規定により号給を決定された職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

二 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成十八年改正県職員給与規則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者）であつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する特定職員）にあつては、同年十月一日）前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に規則第二十条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正県職員給与規則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する採用日から平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十二條第四項又は第二十六條第三項の規定により号給を決定された職員）にあつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正県職員給与規則第五項に規定する特定職員）にあつては、同年十月一日）前となる職員及び規則第二十九條の二の規定により号給を決定された職員で人事委

員会の定めるもの

五 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十一年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成二十年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

第二条 平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であつて、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたものうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。
(この規則により難い場合の措置)

第三条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをする事ができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで（平成二十三年

四月一日以後に新たに職員となった者については、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで（の間）を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで
- 二 平成二十三年四月一日以後に新たに職員となった者（次号に掲げる職員を除く。） 平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで
- 三 平成二十六年四月一日以後に新たに職員となった者 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで

山梨県人事委員会規則第二号

山梨県学校職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成二十六年三月六日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

山梨県学校職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則

（平成二十六年四月一日において号給の調整を行う職員）

第一条 山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第五十五号）附則第四項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める教育職員は、平成二十六年四月一日（以下「調整日」という。）において平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員とする。

2 前項の平成十九年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成十九年一月一日において山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第四号。以下「平成十八年改正学校職員給与規則」という。）附則第五項の規定により読み替えられた山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年山梨県人事委員会規則第四号。以下「平成十九年改正学校職員給与規則」という。）による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）第二十条の五若しくは平成十八年改正学校職員給与規則附則第七項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受け替えた号給と、平成十八年改正学校職員給与規則附則第五項中「第二十条の五第一項、第三項第一号」とあるのは「第二十条の五第三項第一号」と、「同条第一項中

「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE（条例第八条第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE）」と、「同条第三項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、同規則附則第七項中「相当する数から一を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は平成十八年改正学校職員給与規則附則第四項、同規則附則第八項ただし書の規定により号給を決定された職員（次に掲げる職員を除く。）

イ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号。以下「規則」という。）第二十条第四項、第二十三条第三項又は第二十六条の二の規定により号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

ロ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員

ハ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）

ニ 平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により休業していた期間、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第二項ただし書に規定する許可を受けていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間又は山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山梨県条例第六十号）第二条の規定により休業をしていた期間

（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会が定めるもの

ホ イからニまでに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

二 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項

(平成十九年改正学校職員給与規則附則第四項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項及び平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十三年山梨県人事委員会規則第四号。以下「平成二十三年調整規則」という。)) 附則第三項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項を含む。以下この項において「平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項」という。)の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する調整年数を遡った日が平成十九年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となつた者にあつては、平成十八年十一月一日(平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日))前となるもの

ロ 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十六年山梨県人事委員会規則第九号)第七條の規定により号給を決定された職員(以下「初任給均衡決定職員」という。)のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となつた者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員及び個別承認職員となつた職員を除く。)

四 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となつた職員(上位資格取得等職員となつた日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となつた職員を除く。)のうち、規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する調整年数を遡った日が平成十九年一月一日(平成二十二年一月一日以後に規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十八年十一月一日(平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日))前となる職員及び規則第二十六条の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格

取得等職員となつた職員、平成十九年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となつた職員及び平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となつた者以外のものであつて、平成十八年十二月三十一日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成十九年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となつた者(人事交流等により新たに職員となつた者を除く。第三項第五号ロ及び第四項第五号ロにおいて同じ。)であつて、当該新たに職員となつた日から当該給料表異動等の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に、個別承認職員となつた職員(個別承認職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

3 第一項の平成二十年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十年一月一日において山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成二十年山梨県人事委員会規則第三十三号。以下「平成二十年改正学校職員給与規則」という。)による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号)第二十三条の五の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなつた職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十九年改正学校職員給与規則附則第四項の規定による改正後の平成十八年改正学校職員給与規則附則第六項(以下「平成十八年改正学校職員給与規則附則第六項」という。)の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は同条第五項ただし書の規定により号給を決定された職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となつた職員、平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)

二 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取

得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項(平成二十三年調整規則附則第三項の規定による改正前の平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項を含む。以下「平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項」という。)の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年十一月一日(平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となるもの)

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

四 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)のうち、規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日(平成二十二年一月一日以後に規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十九年十一月一日(平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となる職員及び規則第二十六条の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの)

五 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十年一月一日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において

休職等期間がある職員を除く。)

イ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成十九年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

4 第一項の平成二十一年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十一年一月一日において規則第二十条の五の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正学校職員給与規則附則第六項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は同条第五項ただし書の規定により号給を決定された職員(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)

二 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者)にあつては、平成二十年十一月一日(平成十八年改正学校職員給与規則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給

を決定された職員

三 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までとの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までとの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する採用日から平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十条第四項又は第二十三条第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正学校職員給与規則附則第三項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日））前となる職員及び規則第二十六条の二の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までとの間に上位資格取得等職員となった職員、平成二十一年一月一日から調整日までとの間に個別承認職員となった職員及び平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間ににおいて休職等期間がある職員を除く。）

イ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成二十年十二月三十一日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第一号に掲げる職員に該当することとなるもの

ロ 平成二十一年一月一日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第二号に掲げる職員に該当することとなるもの

六 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となつた職員（個別承認職員となつた日の翌日から調整日までとの間に上位資格取得等職員となつた職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事

委員会の承認を得て定める職員

第二条 平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となつた職員を除く。）であつて、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたもののうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。（この規則により難い場合の措置）

第三条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正

委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで（平成二十三年四月一日以後に新たに職員となつた者にあつては、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで）の間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで

二 平成二十三年四月一日以後に新たに職員となつた者（次号に掲げる職員を除く。） 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで

三 平成二十六年四月一日以後に新たに職員となつた者 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県警察職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則を次のように定める。

平成二十六年三月六日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

山梨県警察職員の平成二十六年四月一日における号給の調整に関する規則

(平成二十六年四月一日において号給の調整を行う職員)

第一条 山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第五十六号)附則第四項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成二十六年四月一日(以下「調整日」という。)において平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のうち該当する職員とする。

2 前項の平成十九年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成十九年一月一日において山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第五号)以下「平成十八年改正警察職員給与規則」という。)附則第七項の規定により読み替えられた山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第五号)以下「平成十九年改正警察職員給与規則」という。)による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号)第十九条の四若しくは平成十八年改正警察職員給与規則附則第九項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給しなかった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正警察職員給与規則附則第七項中「第十九条の四第一項、第三項第一号」とあるのは「第十九条の四第三項第一号」と、「同条第一項中

「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(条例第八条の四第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE)」と、「同条第三項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、同規則附則第九項中「相当する数から一を減じて得た数に、切替日」とあるのは「切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は平成十八年改正警察職員給与規則附則第六項、同規則附則第十項ただし書の規定により号給を決定された職員(次に掲げる職員を除く。)

イ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号)以下「規則」という。)第二十一条の二第三項又は第二十四条の規定により号給を決定された職員(以下「上位資格取得等職員」という。)

ロ 平成十九年一月一日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(以下「個別承認職員」という。)

ハ 平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間において、休職にされた期間、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、地方公務員の育児休業等に関する

法律(平成三年法律第十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間又は山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号)第二条の規定により休業をしていた期間(以下「休職等期間」という。)がある職員のうち人事委員会が定めるもの

二 イからハまでに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの
二 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項(平成十九年改正警察職員給与規則附則第四項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項及び平成二十三年四月一日における号給の調整に関する規則(平成二十三年山梨県人事委員会規則第四号)以下「平成二十三年調整規則」という。)附則第四項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項を含む。以下この項において「平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項」という。)の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成十九年一月一日(平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十八年十一月一日(平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日)前となるもの

ロ 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十六年山梨県人事委員会規則第九号)第七条の規定により号給を決定された職員(以下「初任給均衡決定職員」という。)のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号、第二号及び第四号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

四 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職

員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となつた職員を除く。）のうち、規則第二十一条の二第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正警察職員給与規則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成十九年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十一条の二第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十八年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日））前となる職員及び規則第二十四条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成十九年一月一日から調整日の前日までの間に、個別承認職員となつた職員（個別承認職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

3

第一項の平成二十年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十年一月一日において山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年山梨県人事委員会規則第三十四号。以下「平成二十年改正警察職員給与規則」という。）による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号）第十九条の四の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなつた職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十九年改正警察職員給与規則第四項の規定による改正後の平成十八年改正警察職員給与規則第八項（以下「平成十八年改正警察職員給与規則第八項」という。）の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は同条第五項ただし書の規定により号給を決定された職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員、個別承認職員となつた職員及び平成十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

二 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員及び個別承認職員となつた職員を除く。）

イ 附則第二項の規定による改正前の平成十八年改正警察職員給与規則第五項（平成二十三年調整規則附則第四項の規定による改正前の平成十八年改正警察職

員給与規則附則第五項を含む。以下「平成十八年改正警察職員給与規則第五項」という。）の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となつた者にあつては、平成十九年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日））前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号、第二号及び第四号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となつた者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員及び個別承認職員となつた職員を除く。）

四 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となつた職員（上位資格取得等職員となつた日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となつた職員を除く。）のうち、規則第二十一条の二第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正警察職員給与規則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する調整年数を遡つた日が平成二十年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十一条の二第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成十九年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日））前となる職員及び規則第二十四条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成二十年一月一日から調整日の前日までの間に、個別承認職員となつた職員（個別承認職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

4

第一項の平成二十一年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十一年一月一日において規則第十九条の四の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなつた職員であつて、同日に受けていた号給と、平成十八年改正警察職員給与規則第八項の規定の適用がないものと

二 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となつた者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となつた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となつた職員及び個別承認職員となつた職員を除く。）

した場合の同日に受けることとなる号給とが異なる職員又は規則第十九条の四ただし書の規定により号給を決定された職員（同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、個別承認職員となった職員及び平成二十年一月一日から同年十二月三十一日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。）

二 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、次に掲げるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、個別承認職員となった職員を除く。）

イ 平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成二十年十一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となるもの

ロ 初任給均衡決定職員のうち、前号又はイに掲げる職員との均衡を考慮して号給を決定された職員

三 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に規則第十八条第一号、第二号及び第四号に掲げる職員から人事交流等により引き続き職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続き職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

四 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員（上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）のうち、規則第二十一条の二第三項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項の規定により号給を決定された職員であつて、平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する採用日から平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年一月一日（平成二十二年一月一日以後に規則第二十一条の二第三項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成二十一年一月一日（平成十八年改正警察職員給与規則附則第五項に規定する特定職員にあつては、同年十月一日）前となる職員及び規則第二十四条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

五 平成二十一年一月一日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員（個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員

となった職員を除く。）のうち、人事委員会の定める職員

六 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

第二条 平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であつて、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つたものうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

第三条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで（平成二十三年四月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで）の間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで

二 平成二十三年四月一日以後に新たに職員となった者（次号に掲げる職員を除く。） 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで

三 平成二十六年四月一日以後に新たに職員となった者 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで

山梨県人事委員会規則第四号

平成二十六年六月に支給する期末手当の特例に関する規則を次のように定める。
平成二十六年三月六日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

平成二十六年六月に支給する期末手当の特例に関する規則

(権衡職員についての特例)

第一条 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第五十四号。以下「改正県職員給与条例」という。)附則第三項の人事委員会規則で定める職員、山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第五十五号。以下「改正学校職員給与条例」という。)附則第三項の人事委員会規則で定める教育職員及び山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第五十六号。以下「改正警察職員給与条例」という。)附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 平成二十五年十二月一日に山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)、山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)又は山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号。以下「山梨県職員給与条例等」という。)のいずれかの条例が適用されていた者であつて、平成二十五年十二月二日から平成二十六年六月一日までの間に人事交流等により引き続いて山梨県職員給与条例等のうち平成二十五年十二月一日に適用されていた条例以外のものが適用されることとなり、平成二十六年六月に当該条例に基づき期末手当を支給されるもの

二 平成二十五年十二月一日に山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十三号。以下「企業職員給与条例」という。)又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十六年山梨県条例第七号。以下「単純労務職員給与条例」という。)のいずれかの条例が適用されていた者であつて、平成二十五年十二月二日から平成二十六年六月一日までの間に人事交流等により引き続いて山梨県職員給与条例等のいずれかが適用されることとなり、平成二十六年六月に当該条例に基づき期末手当を支給されるもの

三 平成二十五年十二月一日において公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣され、同条例第四条の規定の適用を受けない職員であつて、平成二十五年十二月二日から平成二十六年六月一日までの間に職務に復帰し、平成二十六年六月に山梨県職員給与条例等に基づき期末手当を支給されるもの

四 平成二十五年十二月一日において山梨県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員であつた者であつて、平成二十五年十二月二日から平成二十六年六月一日までの間に人事交流等により引き続いて職員となり、平成二十六年六月に山梨県職員給与条例等に基づき期末手当を支給されるもの

五 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認めるもの

2 改正県職員給与条例附則第三項、改正学校職員給与条例附則第三項及び改正警察職員給与条例附則第三項の規定による期末手当の調整については、次の各号に定めるとおりとする。

一 前項第一号に掲げる者に係る期末手当の額については、平成二十六年六月に適用される山梨県職員給与条例等の規定により算定される期末手当の額(以下この号から第三号までにおいて「基準額」という。)から、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額を減じた額とする。この場合において、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

イ 平成二十五年十二月一日に適用されていた山梨県職員給与条例等の規定により平成二十五年十二月に支給された期末手当の額

ロ イに掲げる期末手当の額の算定について、改正県職員給与条例附則第二項第二号、改正学校職員給与条例附則第二項第二号又は改正警察職員給与条例附則第二項第二号(第三号において「改正県職員給与条例附則第二項第二号等」という。)の規定の例により算定される額

二 前項第二号に掲げる者に係る期末手当の額については、基準額から、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額を減じた額とする。この場合において、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

イ 平成二十五年十二月一日に適用されていた企業職員給与条例又は単純労務職員給与条例の規定により平成二十五年十二月に支給された期末手当の額

ロ イに掲げる期末手当の額の算定について、企業職員給与条例若しくは単純労務職員給与条例又はこれらに基づく規程によりその例によることとされる改正県職員給与条例附則第二項第二号の規定の例により算定される額

三 前項第三号及び第四号に掲げる者に係る期末手当の額については、基準額から、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額を減じた額とする。この場合において、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額に相当する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

イ 平成二十五年十二月一日に山梨県職員給与条例等が適用され、当該条例の規定により平成二十五年十二月に期末手当が支給されていたとした場合の当該期末手当の額

ロ イに掲げる期末手当の額の算定について、改正県職員給与条例附則第二項第二号等の規定の例により算定される額

四 前項第五号に掲げる者については、前三号の規定の例により、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

● 第八十三回（平成二十六年度） 山梨県警察官A採用試験の実施について

第八十三回（平成二十六年度） 山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十六年三月六日

山梨県人事委員会

委員長 石 川 善 一

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性	51名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	4名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官 A	男性	昭和59年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成27年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	原則として、平成27年4月1日 既卒者で、勤務可能な者は、平成26年10月1日に採用する場合もある。
	女性	昭和59年4月2日以後に生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

(1) 試験案内配布開始日 平成26年3月20日(木)

(2) 受付場所、受付期間及び受付時間

区分	受付場所・送付先	受付期間	受付時間等
持参	山梨県内各警察署	平成26年3月20日(木)から平成26年4月18日(金)まで(土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分まで
		平成26年3月20日(木)から平成26年4月18日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)	
郵送	山梨県警察本部警務課	平成26年3月20日(木)から平成26年4月18日(金)まで	平成26年4月18日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
インターネット		平成26年3月20日(木)から平成26年4月11日(金)まで	平成26年4月11日(金)の午後5時15分までに受信したものに限り。〔期間中常時受付〕

4 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	平成26年5月11日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前8時50分まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県ホームページ等に公表するとともに、受験票に明記して受験者に通知する。)
第2次試験	平成26年5月24日(土)	山梨県職員研修所 (甲府市住吉二丁目1-17)
	平成26年5月25日(日)	山梨大学甲府キャンパス (甲府市武田四丁目4-37)
第3次試験	平成26年6月23日(月)～6月24日(火) のうち指定する1日	社会保険山梨病院 (甲府市朝日三丁目11-16) ※平成26年4月1日より「独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院」に名称変更
	平成26年7月8日(火)～7月9日(水) のうち指定する1日	山梨県職員研修所

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内容
第1次試験	教養試験	40点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理、資料解釈 【試験時間】150分
	資格加点	武道 5点 英語 5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う（別掲1）。
第2次試験	身体検査（1回目）	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う（検査項目別掲2）。
	体力試験	20点	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 20mシャトルラン（往復持久走）、立ち幅とび ・公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】腕立伏臥腕屈伸
	人物試験Ⅱ	20点	社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。
第3次試験	第1次試験日に実施		
	論文試験	20点	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。 【試験時間】90分
	第2次試験日に実施		
	人物試験Ⅰ	—	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて検査を行う。
	人物試験Ⅱ	50点	社会性、積極性、表現力について個別面接を行う。
身体検査（2回目）	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う（検査項目別掲2）。	
資格調査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行う。	

- (1) 論文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。
なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- (2) 人物試験Ⅰは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第3次試験・人物試験Ⅱ（個別面接）の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第2次試験・人物試験Ⅱ（集団面接）の得点により、なおも同点の場合は、第1次試験の合計得点により合格者を決定します。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 平成26年5月16日(金)
 第2次試験合格者発表 平成26年6月6日(金)
 最終合格者発表 平成26年7月25日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒の場合約210,600円(平成26年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

(1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。

(2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。

(3) 詳細は、「平成26年度山梨県警察官A採用試験(第1回)案内」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等
警察官A(男性) 警察官A(女性)	武道	①柔道 2段以上(公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上(一般財団法人全日本剣道連盟認定)
	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類(原本及び写し)により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時まで取得済みのものに限り、第1次試験日に当該資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できないものについては加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加対象資格等	確認書類 (原本及び原本の写し)
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等
	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等
英語	実用英語技能検定	公益財団法人日本英語検定協会が発行する実用英語技能検定合格証書又は合格証明書等
	TOEIC	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が発行するTOEIC公式認定証等
	TOEFL	ETS (Educational Testing Service)が発行するOfficial Score Report等
	国際連合公用語英語検定	公益財団法人日本国際連合協会が発行する国際連合公用語英語検定認定証又は合格証明書等

別掲2 身体検査項目及び合格基準

検査項目	合格基準	
	警察官A (男性)	警察官A (女性)
(1回目) 身体検査 身長 体重 胸囲 関節及び五指の運動	160cm以上であること。 47kg以上であること。 78cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150cm以上であること。 43kg以上であること。 職務遂行上支障がないこと。
(2回目) 身体検査	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。
	色覚	職務遂行上支障がないこと。
	聴力	正常であること。
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。